

まちづくり町民会議 委員名簿

(委嘱期間：令和5・6年度)

| 団体名 | 推薦者 | 備考 |
|-----------------|---------------------------------|--------|
| 知名町商工会 | 朝戸 美富 森 照代 | |
| おきのえらぶ島観光協会 | 平安 正吾 | |
| 子育て団体 | 濱崎 富士美 西 理香恵 | |
| 知名町老人クラブ連合会 | 淵邊 精四郎 | |
| 知名町青年連絡協議会 | 甘利 一誠 | |
| 知名町壮年連絡協議会 | 西 文男 清村 照悟 | 副会長 |
| 知名町地域女性団体連絡協議会 | 有川 晶子 稲 博美 林 伊智子 長山 美香 | 会長 |
| 知名町社会福祉協議会 | 勝間 麻矢 | |
| 知名町議会 | 城村 誠 | |
| 知名町民生委員・児童委員協議会 | 沖 道人 | |
| 知名町区長会 | 大山 初男 榊 憲次 | |
| あまみ農業協同組合 | 山田 秀美 | |
| 農業団体 | 穉田 和磨 辻 雄一郎 | |
| 地域おこし協力隊 | 三上 大輔 | |
| 学識経験者 | 石田 秀輝 | アドバイザー |
| その他町長が必要と認める者 | 大久保 昌宏 | アドバイザー |

○知名町まちづくり町民会議設置要綱

平成30年12月3日告示第67号

改正

令和5年6月22日告示第48号

知名町まちづくり町民会議設置要綱

（設置）

第1条 町民のまちづくりへの主体的な参画と協働のまちづくりを推進するため、知名町まちづくり町民会議（以下「まちづくり会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 まちづくり会議は、前条の目的を達成するため次の事務を行う。

- （1）まちづくりに関する課題について協議し、町長に提言を行うこと。
- （2）町長の諮問に対してまちづくりについての調査、審議、提案を行うこと。
- （3）その他まちづくりに関し必要な事項

（組織）

第3条 まちづくり会議は、別表に掲げる団体等が推薦する委員25名以内をもって組織し、委員は、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員の公募）

第4条 町長は、前条に掲げるもののほか、委員を公募することができるものとする。ただし、公募委員の申込みをすることができる者は、次に掲げる全ての要件に該当する者とする。

- （1）まちづくりについて積極的に検討できる者
- （2）応募時点で、18歳以上の者（高校生を除く。）で、町内に居住する者又は町内に勤務する者とする。

（公募の方法）

第5条 公募委員の募集は、防災無線等の幅広く周知できる媒体で行うものとする。

（申込方法）

第6条 公募委員の申込みは、様式1により次の事項を記載した書面（電子メールを含む。）により行うものとする。

- （1）住所、電話番号氏名
- （2）氏名
- （3）性別
- （4）年代
- （5）町外に住所を有する者であって、町内に勤務先を有する者の場合は、その勤務先を記入する。
- （6）その他町長が必要と認める事項

（公募委員の選考）

第7条 別に定める選定審査選考方法及び選考基準に基づき、町長、副町長、総務課長が選考する。

（会長及び副会長）

第8条 まちづくり会議に会長及び副会長各1名を置き、会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、まちづくり会議を総括し、まちづくり会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第9条 まちづくり会議は、町長若しくは会長が招集する。

- 2 まちづくり会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 まちづくり会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 議長は、審議上必要があると認められるときは、委員以外の者を委員会に出席させ説明又は助言を求めることができる。
- 6 まちづくり会議は、委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があったときは、会長はこれを招集しなければならない。

（作業部会）

第10条 まちづくり会議は、委員の意見を十分に反映するため作業部会を設置する。

2 作業部会に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

（町の責務）

第11条 町は、まちづくり会議が提言した事項について、施策に反映するよう努めなければならない。

（会議の公表）

第12条 町は、まちづくり会議の議事の概要について、広報等により遅滞なく公表しなければならない。

（庶務）

第13条 まちづくり会議の庶務は、総務課において処理する。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、まちづくり会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和5年6月22日告示第48号)

この要綱は、告示の日から施行する。

別表(第3条関係)

- 1 商工会
 - 2 観光協会
 - 3 子育て団体
 - 4 老人クラブ連合会
 - 5 青年連絡協議会
 - 6 壮年連絡協議会
 - 7 地域女性団体連絡協議会
 - 8 社会福祉協議会
 - 9 知名町議会
 - 10 民生委員・児童委員協議会
 - 11 区長会
 - 12 あまみ農業協同組合知名支所
 - 13 農業団体
 - 14 地域おこし協力隊
 - 15 学識経験者
 - 16 その他町長が必要と認める者
-

まちづくり町民会議

(根拠：知名町まちづくり町民会議設置要綱 (以下「要綱」))

【会議設置の目的】

町民のまちづくりへの主体的な参画と協働のまちづくりを推進 (要綱第1条)

【委員】 各種団体からの推薦

①商工会②おきのえらぶ島観光協会③子育て団体④老人クラブ連合会⑤青年連絡協議会⑥壮年連絡協議会⑦地域女性団体連絡協議会⑧社会福祉協議会⑨町議会⑩民生委員・児童委員協議会⑪区長会⑫あまみ農業協同組合⑬農業団体⑭地域おこし協力隊⑮学識経験者⑯町長が必要と認める者 計25名以内

会議の構成 (要綱第2条)

【町民提案型】

まちづくりに関する課題について協議し、町長に提言を行う

(今年度)まちづくりに関する疑問点や課題等を洗い出し、それぞれの項目に応じてグループワークを行う

【町長諮問型】

町長の諮問に対してまちづくりについての調査、審議、提案を行う

(今年度)公共施設の跡地利用(役場本庁舎、別館、議会棟、保健センター、地域包括支援センター、旧長寿園等)について協議

町の施策に反映

【町長諮問型】公共施設の跡地利用について

知名町公共施設等総合管理計画
 (令和4年3月改訂) ※抜粋

本町は他の市町村同様、経済発展に伴い、1960年代を境に多くの公共施設等の建設を行っており、し、老朽化が進んでおり約40が既に築30年以上を経過している現状にあります。

こうした公共施設等は、大規模改修や建て替えを行わなければ、老朽化が進行し、安全に使用できなくなる可能性があります。しかし、少子高齢化に伴う社会保障費の増加、また生産年齢人口の減少に伴う税収の減少等によって、将来の財政状況はさらに厳しくなることが予測され、**所有している全ての施設を維持・更新することは困難な状況**にあります。

これらの現状を踏まえて、**更新・統廃合・長寿命化**などを計画的に行い、**財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要**となっています。

有効利用について検討いただく施設

- ①旧養護老人ホーム長寿園【別紙1】
- ②役場庁舎（本庁舎・別館・議会棟）【別紙2】
- ③保健センター【別紙3】
- ④地域包括支援センター【別紙4】

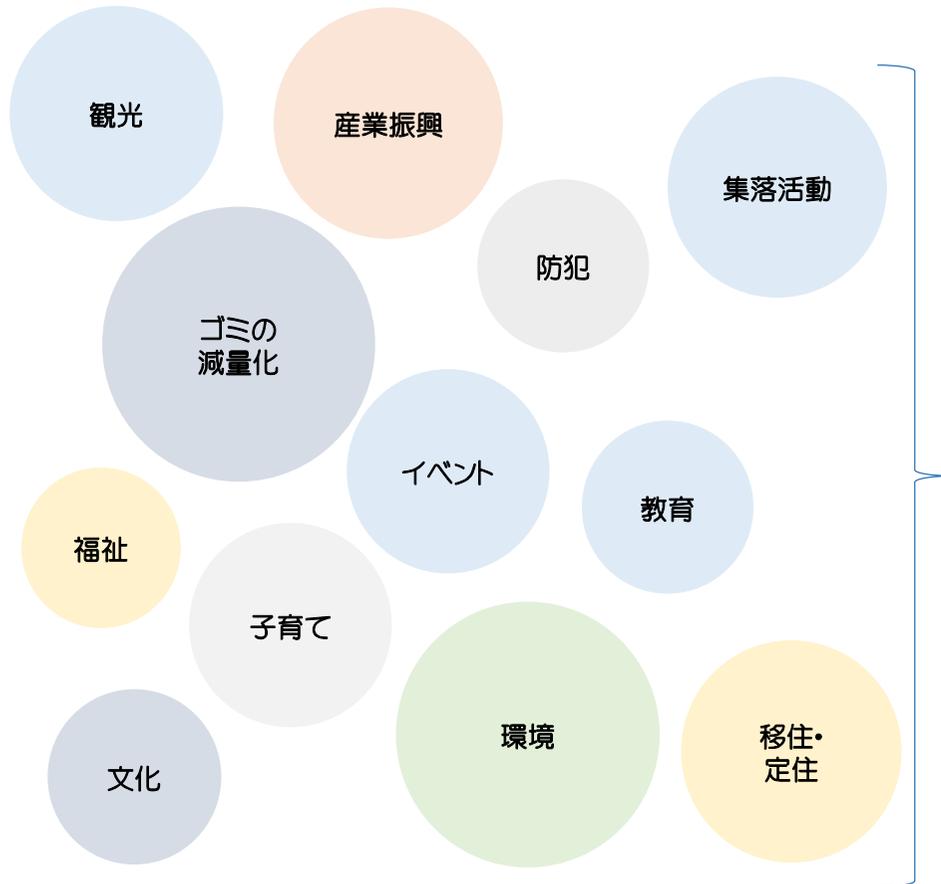
**廃止（取壊し）の場合**

- 新たな施設を建設（運営：町or民間）
- 利用できる部分は取り壊さず長寿命化を図り活用する（運営：町or民間）
- 売却

現存施設を有効利用する場合

- 長寿命化を図り活用する（運営：町or民間）
- 売却

【町民提案型】課題等の洗い出し・テーマの設定について



政策提言に必要なテーマの設定

- 委員によるテーマの棚卸し
→これからの町が注力していくべきテーマを3つ抽出
→記入者が多かった上位3テーマでグループ分けを実施
- 各テーマにおける町の強みと不足を可視化するグループワーク
- 町職員等からのヒアリング内容の検討
- 資料の要求
- 町職員等からのヒアリング
- 提言に向けたポイント等の言語化



提言の内容・方向性が決まったら

- 政策提言における提案内容を作成
→事業例（他地域の既存事業も含む）を組み込む

【注意点】

- ・要望ではなく提言
- ・過去を否定するのではなく、未来に向けた議論と対話
- ・実現不可能ではなく、実現可能な内容